

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月9日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第61号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第33条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、一の事業に関連する複数の契約のうち、最初に締結する契約（以下「先行契約」という。）が、次の各号のいずれにも該当する場合の当該先行契約以外の契約（特定長期継続契約に限る。以下「後続契約」という。）の契約期間は、当該先行契約の締結の際にその相手方が後続契約の契約期間の案として提示した期間の範囲内において5年を超えることができるものとする。
- (1) 先行契約の相手方を、その者が後続契約の案として提示した内容を考慮して決定したとき。
- (2) 先行契約に、後続契約の内容が前号の内容に比し本市に不利であると認められるときは、当該先行契約の契約金額を減額し、又は当該先行契約の相手方が本市に対し違約金を支払う旨の定めがあるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則の施行の日前に締結された先行契約に係る後続契約の契約期間に関する

この規則による改正後の京都市契約事務規則第33条第3項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第1号に」とする。

(理財局財務部調度課)